

# 令和2年度事業報告書

## 1. 概要

令和2年度については、警察本部指導のもと、関係機関、団体等との連携を強化しつつ、①暴力団排除意識の高揚と活発な啓発活動、②各種暴力団排除活動の効果的な支援、③暴力相談活動の適正な実践、④救済支援活動の着実な推進の4つの柱で事業を展開した。

兵庫県内に本拠を置く、六代目山口組、神戸山口組、絆會による三つ巴の対立状態が継続している中、六代目山口組及び神戸山口組による銃器又は刃物を使用した対立抗争に起因する殺傷事件が続発したことから、令和2年1月7日兵庫県公安委員会は、六代目山口組と神戸山口組を特定抗争指定暴力団等に指定した。しかし、その後も発砲事案が続発するなど抗争は終結していないと判断した兵庫県公安委員会は、令和3年4月7日、5回目の指定を行った。

このような状況下、暴力団排除事業については、暴力団追放運動功労者表彰式を実施し、暴力団排除の意識高揚を図るとともに、各種広報紙等への広告掲載、商店街等への広告看板の設置、野球場や競馬場の大型ビジョン等でのCM放映、広報紙・チラシの配布など、多角的できめ細かく分かり易い広報を実施した。

加えて、「適格都道府県センター訴訟制度」を活用し、暴力団事務所使用差止仮処分が決定した事務所において、同命令に違反しているとして1日100万円の制裁金を課す間接強制を申立て、認められるなど事務所撤去に向けた成果を上げた。

また、県下4か所の暴力相談所等で274件の相談を受理したほか、不当要求防止責任者講習会の参加者については、講習会への積極的な参加を呼びかけた結果、2,087名の受講者があった。

## 2. 事業活動

### (1) 暴追思想普及啓発事業 (暴力団対策法第32条の3第2項第1号)

暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るため、次のとおり広報活動を行った。

#### ①暴力団追放兵庫県民大会開催事業

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「第29回暴力団追放兵庫県民大会」の開催を中止し、11月6日に「暴力団追放運動功労者表彰表彰式」を行った。

#### ②広報刊行事業

暴力団追放思想の普及啓発のため、パンフレット、ポスター、カレンダー等の作成、配付を行った。

#### 【主な広報資料】

- ・センター機関紙「暴追兵庫」(26,000部)
- ・賛助会員向け機関紙「暴力団追放!!」(2,200部)
- ・暴力団対策法パンフレット(6,000部)

- ・暴力団排除条例パンフレット（10,000部）
- ・暴力団追放ポスター（5,500部）
- ・暴力相談所広報チラシ（5,000部）
- ・暴力団事務所撤去応援プロジェクトチラシ（10,000部）
- ・センターオリジナルカレンダー（1,000部）
- ・ポケットカレンダー（26,000部）
- ・暴力団お断りステッカー（10,000部）
- ・クリアファイル（4,000部）
- ・ポケットティッシュ（6,000部）
- ・マスクケース（2,000部）
- ・メモ帳（4,000部）

### ③広報活動実施事業

暴力団の実態をはじめ、暴力団等からの不当要求に対する対応要領、暴対法や暴排条例の目的や内容などをセンターのホームページに分かりやすく掲載するなどして周知徹底を図った。

また、行政機関等の各種広報紙に広告掲載し、鉄道広告や広告看板の掲出を行った。

#### 【主な広報媒体】

- ・インターネットのホームページによる広報
- ・各種広報誌等への広告掲載（相談窓口パンフレット 等）
- ・広告看板の掲出（三宮阪急前商店街アーケード）
- ・ビジョン広報（阪神甲子園球場、ほっともっとフィールド神戸、園田競馬場 等）
- ・暴力団追放運動支援自販機の設置（阪神鳴尾浜球場 等）

### ④暴力追放協力店（事業所）支援事業

暴力団追放に熱意を持ち、暴力団等からの金品要求を拒否する強い姿勢を持つことを誓約した店舗や事業所を暴力追放協力店（事業所）として指定し、「暴力追放協力店（事業所）ステッカー」と「暴力追放協力店（事業所）の証」を交付した。

### ⑤暴追DVDの活用及び貸出事業

警視庁等が企画した暴力団追放啓発ビデオ（DVD）を購入し、各種研修会等で活用するとともに、希望者へ無償で貸出を行った。

### ⑥暴追ポスター・標語の募集

暴力団排除意識の高揚を図るため、全国暴力追放運動推進センターと連携して、「全国統一モデル暴追ポスター・標語」の募集を行った。

**(2) 暴力排除活動推進支援事業** (暴力団対策法第32条の3第2項第2号)

関係機関との連携により、地域、行政及び職域からの暴力排除活動推進事業を支援した。

**①地域からの暴力排除推進支援事業**

地区の暴迫キャンペーンに対して、暴迫グッズの貸出、暴迫啓発資料の提供などを行った。

**②行政からの暴力排除推進支援事業**

暴迫啓発資材の提供を行うなど、行政への暴力排除推進支援を行った。

**③職域からの暴力排除推進支援事業**

企業等の暴排研修会へ専任講師の派遣や暴迫啓発資料の提供を行うなど、職域暴迫組織との連携強化を図った。

**(3) 不当要求防止責任者講習事業** (暴力団対策法第32条の3第2項第7号)

兵庫県公安委員会から委託を受け、各企業、事業所ごとに選任された不当要求防止責任者を対象に、県下各地において、暴力団等からの不当な要求に対する心構えや対応要領などを研修する不当要求防止責任者講習を実施した。

令和2年度は、42回の講習を開催し、2,087名が受講した。

**(4) 調査研究及び不当要求管理機関援助事業** (暴力団対策法第32条の3第2項第8号、第11号)

暴力団排除に関する書籍等の購入、暴力団に関する新聞記事等の収集及び全国暴力追放運動推進センターへの情報提供並びに県警との連携を図った。

**(5) 暴力相談事業** (暴力団対策法第32条の3第2項第3号)

神戸、尼崎、加古川及び姫路の4か所に暴力相談所を設置し、警察OBの暴力追放相談委員が常駐して、暴力団等反社会的勢力からの被害などに関する相談に対応した。

また、毎週火曜日の神戸市役所市民相談室における出張相談所や、不当要求防止責任者講習の会場における臨時相談所の開設、尼崎・加古川・姫路の各暴力相談所相談員による出張相談など、あらゆる機会を活用して相談機会を増やすとともに、多種多様な広報媒体を活用して当センターの暴力相談事業に関する積極的なPRに努めている。

特に、刑法等に触れるおそれのある犯罪行為に関する相談、また、警察への通報や弁護士への引継ぎが適切と判断される相談は、速やかに引継ぎを行うなどにより、早期解決に向け、迅速・的確な対応に努めている。

令和2年度は、274件の暴力相談を受理し、うち9件を警察に引き継いだ。

**(6) 暴力団被害者救済支援事業**（暴力団対策法第32条の3第2項第9号）

**①ホームセキュリティサービス支援の実施**

暴力団等から危害を受けるおそれが高くて、その生命、身体又は財産に被害が及ぶおそれのある要保護者に対して、民間警備会社のホームセキュリティサービスによる支援を行った。

**②損害賠償請求訴訟費用の貸付**

損害賠償請求や暴力団事務所使用差止の訴訟費用について、平成4年のセンター設立以降、平成22年度までに7件、総額1,540万円の貸付を行ったが、全額返済されている。以降の貸付実績はない。

**(7) 暴力団事務所使用差止請求関係事業**（暴力団対策法第32条の3第2項第6号）

当センターは国家公安委員会から、適格センターとして、平成24年8月改正の暴力団対策法に基づく認定を平成25年7月25日付けで受けており、暴力団事務所周辺の住民等から暴力団事務所使用差止請求関係業務の委託を受けて一切の裁判上（外）の行為をする権限を行使することができる体制を整えている。

**(8) 少年に対する暴力団の影響排除事業**（暴力団対策法第32条の3第2項第4号、第10号）

警察本部暴力団対策課・少年課、県・市教育委員会、中・高等学校等と連携し、少年の暴力団加入阻止及び少年への暴力団からの影響排除・被害防止を目的として暴力団の影響排除対策事業を行った。

県下6ブロックで開催される少年指導委員研修会では、暴迫啓発資料を提供した。

**(9) 暴力団離脱者支援事業**（暴力団対策法第32条の3第2項第5号）

**①暴力団離脱者受入賛助事業所の拡充**

県警及び社会復帰アドバイザーと連携し、暴力団離脱者の社会復帰の出発点となる暴力団離脱者受入賛助事業所の拡充を図るため、各種事業所を訪問して賛同を求めるなど受入賛助事業所の獲得に努めた。

**②他都府県との連携及び離脱支援の実施**

「兵庫県暴力団離脱者就労対策協議会」が他都府県と連携して暴力団離脱者の社会復帰対策を進めているが、平成29年6月に相互連携依頼を受けた暴力団離脱者1名を、当県協議会受入賛助事業所に紹介し、就労に繋げ、相互に連携を図り就労支援を継続している。

また、令和3年3月に県外からの離脱者を受入賛助事業所への就労に繋げた。

### ③訪問活動

暴力団離脱者が就労している受入賛助事業所へ社会復帰アドバイザーとともに訪問活動を実施した。

## 3. 管理部門

### (1) 理事会・評議員会の開催状況

#### ①理事会

令和3年3月に定例理事会を開催したほか、決議省略の方式による理事会（みなし理事会）を10回開催した。

#### ②評議員会

令和3年3月に定例評議員会を開催したほか、決議省略の方式による評議員会（みなし評議員会）を5回開催した。

### (2) 賛助金等の状況

センターの事業推進活動を広く支援していただくため、センターの行う事業に賛同する企業や個人から賛助金、寄附金を募った。